

広島県告示第三百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）で定める第一号の表の港湾施設（海田大橋及びベイサイドビーチ坂駐車場を除く。）に係る使用料（通常使用料に限る。）徴収事務を次のとおり委託した。
なお、平成十八年広島県告示第四百十二号（港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務の委託）は、平成三十一年三月三十一日廃止した。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名称及び 代表者氏名	委託した年月日 (委託期間)
主たる事務所の 所在地 広島市南区宇品海岸一丁目一 三番一三号	株式会社ひろしま港湾管理セ ンター 代表取締役 松本 幸之	平成三十二年三月一四日 (平成三十一年四月一日) 平成三十六年三月三一日